

# 日吉津村農業委員会 11月 月例総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月10日(火)午後1時30分から午後4時14分

2. 場所 日吉津村役場2階 第1・2会議室

3. 出席者 委員 10人

会長	5番	齋下	博三
委員	1番	上野	秀雄
	2番	川口	剛敏
	3番	山崎	博
	4番	三嶋	真樹
	6番	林原	美代子
	7番	川原	邦建
	8番	山西	昇
	9番	長谷	昭宏
	10番	生村	好実

農業委員会事務局職員 事務局長 益田 英則  
主 査 齋古 直樹

4. 欠席者 なし

## 5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 諸般の報告について(行事報告)
- 日程第 3 報告第18号 農地の形状変更に係る届出について
- 日程第 4 報告第19号 電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について
- 日程第 5 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第28号 日吉津村農用地利用集積計画について
- 日程第 9 議案第29号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について
- 日程第10 その他
  - ① 農地利用状況調査の結果等について
  - ② 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の見直しについて
  - ③ 営農型太陽光発電設備下部の営農について
  - ④ 大規模農地転用予定に係る情報について
  - ⑤ 12月 月例総会の開催について
  - ⑥ 農地貸借等に係る情報交換について

## 6. 会議の概要

局長 ただいまから令和2年11月、日吉津村農業委員会月例総会を開会いたします。出席委員は在任委員10名中10名です。定足数に達しておりますので、総

会は成立しております。

それでは、会長より開会の挨拶をお願いいたします。

議長

今日、急に寒くなりまして、天気予報を見ますと明日も同じような天候だという事で、風邪をひかないように十分に気を付けていただきたいと思います。

本日の日程でその他④に大規模農地転用予定に係る情報についてとありますが、カインズホームの関係で15時から説明に来られます。それまでの日程がスムーズに進めばいいですが、途中でも中断して説明を受けたいと思います。

日程第1、会議録署名委員さんの指名をさせていただきます。今月は1番・上野委員さん2番・川口委員さんをお願いいたします。

---

議長

続きまして日程第2、諸般の報告。行事報告を事務局からお願いします。

〔事務局 行事報告説明〕

議長

諸般の報告が事務局よりございました。

発言される際は、挙手をし、会長より指名を受け、番号・氏名を言ってから発言をお願いします。

皆さんご意見・ご質問はありませんか。

山崎委員

10/28 臨時総会とは、何か特別な事でもあったのですか。

議長

毎年あるものです。

議長

他にありませんか。

〔発言する者なし〕

議長

無いようでしたら、次の日程に移らせていただきます。

---

議長

日程3、報告第18号、農地の形状変更に係る届出について事務局より説明をお願いいたします。

〔事務局 報告第18号、農地の形状変更に係る届出について説明〕

議長

報告第18号、農地の形状変更に係る届出につきまして、皆さんご意見・ご質問はありませんか。

山崎委員

前側には水路があるが、雨水はここに流れるのか。

事務局

そうです。

山崎委員

盛土はいくらか。

事務局 盛土は 20 です。

山崎委員 奥は、入れるスペースはあるのか。

事務局 奥は変更しません。

山崎委員 奥には道があるのか。

事務局 道はあります。

山崎委員 そこからも入れるのか。奥の畑を耕耘する時はどう入っていくのか。

事務局 壁は無いので耕耘は可能です。

山崎委員 地盤は柔らかいか固いか。

議長 柔らかいと思う。

議長 他にありませんか。

[発言する者なし]

議長 無いようでしたら、次の日程に移らせていただきます。

---

議長 日程 4、報告第 19 号、電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について事務局より説明をお願いいたします。

[事務局 報告第 19 号、電気通信事業者が行う  
中継施設等の設置に伴う農地転用について説明]

議長 報告第 19 号、電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用につきまして、皆さんご意見・ご質問はありませんか。

[発言する者なし]

議長 無いようでしたら、次の日程に移らせていただきます。

---

議長 日程 5、議案第 25 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

[事務局 議案第 25 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明]

議長 議案第 25 号、農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、皆さんご意

見・ご質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長 採決に入ります。承認される方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長 承認されました。ありがとうございました。次に移ります。

---

議長 日程 6、議案第 26 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

〔事務局 議案第 26 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について説明〕

議長 議案第 26 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきまして、皆さんご意見・ご質問はありませんか。

川口委員 資金計画の中の借入申込希望書に個人の通帳残高の写しは必要か。

事務局 手数料を支払って発行してもらった残高証明の代わりです。

川口委員 そこまでの証明がなぜ必要なのか。

事務局 実際に資金が無かった場合、工事が出来なくなるためです。

山崎委員 地盤調査を行っていたが、役場からなのか。

山西委員 見積書で地盤改良工事とあるが、これではないか。

議長 他にありませんか。

〔発言する者なし〕

議長 採決に入ります。承認される方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長 承認されました。ありがとうございました。次に移ります。

---

議長 日程 7、議案第 27 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

〔事務局 議案第 27 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明〕

議長 議案第 27 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきまして、皆さんご意見・ご質問はありませんか。

[発言する者なし]

議長 採決に入ります。承認される方の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長 承認されました。ありがとうございました。次に移ります。

---

議長 日程 8、議案第 28 号、日吉津村農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いいたします。

[事務局 議案第 28 号、日吉津村農用地利用集積計画について説明]

議長 議案第 28 号、日吉津村農用地利用集積計画につきまして、皆さんご意見・ご質問はありませんか。

[発言する者なし]

議長 採決に入ります。承認される方の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長 承認されました。ありがとうございました。次に移ります。

---

議長 日程 9、議案第 29 号、農用地利用配分計画(案)について事務局より説明をお願いいたします。

[事務局 議案第 29 号、農用地利用配分計画(案)について説明]

議長 議案第 29 号、農用地利用配分計画(案)につきまして、皆さんご意見・ご質問はありませんか。

山崎委員 来年から法人化と聞いている。R3. 1. 1 始期となっているが、この配分計画は個人名となっている。法人化した時に移行はできるのか。

事務局 手続き方法があると、担い手育成機構からは聞いています。

山崎委員 基盤法の借地の移行手続きはどうか。

議長 何らかの移行手続き方法があると思う。

議長 他にありませんか。

〔発言する者なし〕

議長 採決に入ります。承認される方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長 承認されました。ありがとうございました。次に移ります。

---

議長 日程第 10、その他①農地利用状況調査の結果等について事務局より説明をお願いいたします。

〔事務局 その他①、農地利用状況調査の結果等について説明〕

議長 その他①農地利用状況調査の結果等につきまして、皆さんご意見・ご質問はありませんか。

山西委員 3-13 は農地でないのではないか。

事務局 非農地判断で非農地としたい。

議長 農業委員会としては非農地扱いとします。

山崎委員 資材置き場ではなく、産廃置き場だ。

議長 住民課と協議するように。行動する事。

議長 次に移ります。

---

議長 その他②農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の見直しについて事務局より説明をお願いいたします。

〔事務局 その他②、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の見直しについて説明〕

議長 その他②農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の見直しにつきまして、皆さんご意見・ご質問はありませんか。

山崎委員 どこの市町村も 1,800 時間か。

事務局 多少のばらつきはあります。

山崎委員 葱の 60 a は 1,800 時間では無理がある。

議長 次に移ります。

---

議長 その他③営農型太陽光発電設備下部の営農について事務局より説明をお願いいたします。

[事務局 その他③、営農型太陽光発電設備下部の営農について説明]

議長 その他③営農型太陽光発電設備下部の営農につきまして、皆さんご意見・ご質問はありませんか。

[発言する者なし]

---

議長 その他④大規模農地転用予定に係る情報についてコウ設計より説明をお願いいたします。

[設計事務所 その他④大規模農地転用予定に係る情報について説明]

議長 その他④大規模農地転用予定に係る情報につきまして、皆さんご意見・ご質問はありませんか。

山崎委員 最初に話がでたのはいつでしたか。

設計事務所 2015年に話がありました。

山崎委員 道路整備等、様々な問題がある。我々は農業委員なので土地を荒らしてはいけない。5年間、どういう協議をされていたか知りたい。

設計事務所 調整区域でありまして、日吉津村から、村の総合計画から都市計画マスタープラン、都市計画区域という一連の見直しを5年サイクルで、このエリアは将来的に調整区域ではない形の計画があり、それに基づかないと、実施できないという事がありました。右往左往ありましたが、その中で協議を進めてきました。

大きな問題として接する道路の拡幅要望が日吉津村からありました。地権者から拡幅部分を提供していただかなければならないため、現状の交通量調査を実施。全て拡幅をするという結果に至るまでの協議時間が必要でした。

ケースデンキより先に計画を進めていきましたが、道路の問題でケースデンキは新規で造られるという事で、こちらの計画は、今の道路の拡幅という話があり、時間を要したという事。それと、実際、地区計画の制度で県の同意が必要で、同意を得るには近隣の自治体と話し合ってくださいというようなところで協議がなされていたところなんです。法律で県の同意が改正されるといった情報を頂きまして、それが去年の秋から12月になり、今年4月、結果として今年6月の国会で無事に通りました。それを受けて具体的なスケジュールが組めるといった話になりまして、7月から手続きを進めさせていただこうと思った矢先にA区画、B区画のところ、B区画がコンビニでA区画は別の飲食店だ

ったのが、コロナ禍で出店を見合わせるという話が出てまいりまして、7月から現在のところまでで、なんとか新たな飲食店二つと交渉中で、もうまもなく決まる手はずになっております。

色々な法律やコロナ禍な事もあり、皆様方にご心配等あったと思いますが、ようやくこのような形で予定のお示しができるようになったという事で、今後引き続きお世話になると思いますのでよろしくお願いいたします。

**山崎委員** 手続きに関しては専門ですので任せるしかないのですが、我々が一番心配するのは、交通の話があったのですが、ここは農耕車がよく通る道ですが、今、考えられるメイン道路はどこですか。

**設計事務所** 誘導としては、国道 431 号から誘導して、国道 431 号に逃げていただくという考えです。

**山崎委員** AとBの間の道路ですか。

**設計事務所** そうです。AとBの間の道路です。

**山崎委員** ここの道路の状況はよくご存じですか。イオンやアスパル関係の車が凄いです。よく通ります。とても大変なんです。

**設計事務所** こちらも今、全部の幅が 14mあるのですが、50 cmずつ 1m拡幅させていただいて、それから、国道 431 号にでる方も新たに右折レーンを付けさせていただくという計画です。

**山崎委員** 農耕車(トラクター等)は大丈夫でしょうか。

**設計事務所** 外周も 9mにさせていただくということです。

**山崎委員** 例えば、C区画にはかなりの高低差があるところがある。

**設計事務所** 敷地の方が高くなる。今のところは緑地も作らなければならないので、法面で考える方向です。

**山崎委員** ここは、課長、農道だったが。

**局長** はいそうです。

**山崎委員** この辺のところもすごく心配する。

**設計事務所** 民家のところは除いて 9mにする計画です。本線は 14 から 15mに拡幅します。

**山崎委員** イオンやアスパル関係の車は全部こちらを通りますので大丈夫ですか。

**設計事務所** 裏の道路について、お客さんは誘導させない。搬入の車両だけです。そういう制限をさせていただきます。

議長 お客さんが出るのは、右か左、南しかないわけで、開発はしてもらいたいが、農家の事を考えると北側に農機具の倉庫でも建てないと、家との往復で時間がかかってしまう。アクセス等、役場が考えなければならない。

山崎委員 秋になると、村道 2 号線に刎待ちのトラックが駐車するが、他車は徐行して通行してもらわないといけない。

川口委員 土地改良区で話をされたのが去年だった。その際、新田川が用水路だったと思う。この用水路が止まれば先の農地には水が行かない。水の確保ができてない中、A区画とかB区画が令和 3 年 4 月まで耕作可能となっている。5 月から造成工事という事だが、土地改良区の話が詰まってない中、どのようにしてこの計画ができたか知りたい。

設計事務所 改良区には排水の方向性は確認を取らせていただいている。A区画・B区画については出店を見合わせられ、また、新たな店が決まりそうなので、これが決まり、開発申請・農地転用をさせていただいた場合、令和 3 年 4 月まで耕作可能という事です。

川口委員 予定は予定であって、未定という事だな。

設計事務所 相手がありますので、こちらの法的なスケジュール等での計画です。

議長 開発するなら早く行ってほしい。農地が荒廃してしまう。トラクター・コンバイン等の通行を妨げないように。役場建設産業課も人や車の往来、信号機のことも考えてほしい。

山崎委員 この計画に変更等があれば、役場を通じて農業委員にも知らせてほしい。

設計事務所 本日、承った意見等は、きちんと事業主へお伝えします。本日はありがとうございました。

議長 ありがとうございました。

---

議長 その他⑤12 月 月例総会の開催日について  
事務局案では 12 月 10 日(木)となっておりますが、よろしいですか。

〔良いという声あり〕

議長 それでは、12 月 10 日（木）でお願いします。

---

議長 その他⑥農地貸借等に係る情報交換について事務局より説明をお願いいたします。

[事務局 その他⑥、農地貸借等に係る情報交換について説明]

議長 その他⑥農地貸借等に係る情報交換につきまして、皆さんご意見・ご質問はありませんか。

議長 相続放棄の田はどうするのか。

事務局 法的手続きに則り、約1年後に耕作可能となります。

議長 その間は、どういう対策をするのかを考えること。

山崎委員 更新無の農地の管理方法はどうか。臨機応変にしたらいい。

局長 解消にご協力をお願いいたします。

---

議長 その他について

川原委員 日吉津村農業未来会議設置について、農業委員会に一言も説明がないのは非常に残念。

局長 再生協議会では説明したが、農業委員会には説明していませんでした。申し訳ございません。

議長 以上で月例総会を終了いたします。

閉会時刻 午後4時14分